

回 答

団体名（三洋電機跡地のデータセンターと地域環境を考える会）

（要望項目）

1. データセンターを環境アセスメントの対象とし、評価項目の公開を徹底すること

データセンターは大量の電力・水・機材を扱い、騒音・低周波音・熱排出など住環境への影響が大きい施設です。そのため、他の工場・発電所等と同様に、環境影響評価（環境アセスメント）の対象施設として位置づけ、厳格に評価を行うことを求めます。

評価項目には以下を含めることを要望します。

- ・騒音・低周波音
- ・電磁波
- ・排気ガスの量・組成
- ・熱排出
- ・電力消費・水使用量
- ・周辺交通量の増加
- ・災害時のリスク
- ・周辺住民への影響評価

また、これらの評価結果について、事業者が住民に対して量・組成・影響を含めた具体的な情報公開を行うよう、府として指導することを求めます。

2. 住民合意を重視した許可判断を行うこと

事業者が住民に対して十分な説明を行い、理解と納得を得ることを前提として、開発の許可判断にあたっては、住民合意を重視すること。

3. 今後のデータセンター立地に備え、府として指導指針を整備すること

データセンターは今後も新たな立地が想定されるため、立地検討段階から住民への丁寧な説明と合意形成を行わせる仕組みを整備すること。

また、運用開始後に紛争へ発展しないよう、事業者への指導指針を明確化した条例・規則・ガイドラインを府として設けること。

(回答)

1. 大阪府環境影響評価条例では、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としております。データセンターについては、開発行為として50ha以上、または建築物として延べ面積10万㎡以上かつ高さ150m以上に該当すれば、環境アセスメントの対象になります。

本事業は、事業規模（開発面積や建築物の規模）がこれらの要件に該当しないため、環境アセスメントの対象とはなりません。

なお、データセンターの環境への影響については、他事例の情報収集を行いつつ、国や他自治体の動向等を注視してまいります。

2. 事業者が住民に対し十分な説明を行い、理解を得ながら事業を進めることが重要と認識しています。

そのため、東大阪市及び大東市とも連携し、周辺住民へ説明会を実施するなど、事業者に丁寧な対応をおこなうよう要請してまいります。

開発許可については都市計画法に基づき適正に審査をおこなってまいります。

3. 事業者を求める配慮事項、地域住民への説明のあり方などについて、ガイドラインの整備も含めて検討してまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 環境管理室 環境保全課（項目1）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課（項目2）

スマートシティ戦略部 戦略企画課（項目3）